



2026年5月14日

各位

会社名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 清崎 哲也
(東証スタンダード・コード9127)
問合せ先 取締役 松本 和成
(TEL 03-5439-0260)

中間配当制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款一部変更に関する議案を2026年6月22日開催予定の第117回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加えて、中間配当制度を導入いたします。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2026年6月22日開催予定の第117回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、剰余金の配当(中間配当)の基準日の規定を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りです。(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第41条(条文省略)	第1条～第41条(条文省略)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(新設)	<u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2026年6月22日
定款変更の効力発生日	2026年6月22日

以上